

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療機能を維持する				
補助事業の対象となる者	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされるも、事業を継続・再開する医療機関・薬局及び政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市） ただし、薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする				
補助事業の対象となる経費	医療機関・薬局の継続・再開時に必要な次の（ア）、（イ）に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による） （ア） HEPAフィルター付き空気清浄機 （イ） 消毒経費 ただし、（ア）については歯科診療所を除く。 （ウ） 政令市による「事業を継続・再開する医療機関・薬局」への補助金（上記「ア」、「イ」に限る）				
補助率	1 / 2				
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1） 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 （2） （1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1 区 分</th> <th style="width: 50%;">2 基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     ○上限額                      ・HEPAフィルター付き空気清浄機                      ※購入額の上限は1台当たり905,000円                      ※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）                       ・消毒経費                      ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>	1 区 分	2 基 準 額	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	○上限額 ・HEPAフィルター付き空気清浄機 ※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）  ・消毒経費 ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円
1 区 分	2 基 準 額				
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	○上限額 ・HEPAフィルター付き空気清浄機 ※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）  ・消毒経費 ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円				
適用除外する条項	—				
その他の事項	令和3年4月1日以降に実施したものに限る。				

別に定める事項

関係書類	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1) ) 2 支出予定額内訳 (別紙 (2) ) 3 見積書の写しなど
	(指定期日)  別に指定する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第 3 条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) -
第 1 1 条	(添付書類) 1 精算書 (別紙 (3) ) 2 実支出額内訳 (別紙 (4) ) 3 支出明細書 (別紙 (5) ) 又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後 3 0 日以内又は事業完了年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」 (平成20年 7 月11日厚生労働省告示第384号) による。